

北中城村アダプトプログラム

活動の手引き

令和8年4月1日
北中城村役場

1. アダプトプログラムとは？

道路や公園などの公共施設を養子（ADOPT）にみたくて、住民（活動団体）が里親となり、公共施設を我が子のように愛情をもって美化活動などを行うもので、村がその活動を支援する制度です。

本村では以前より、自治会をはじめ地域の有志メンバーによる美化活動が行われていますが、更なる住民との協働のまちづくりを図り、村全体の生活環境が一層よくなることを目指します。

2. 里親になるにはどうしたらいいの？

原則として、4人以上のメンバーで構成する団体で登録ができます。なお、活動内容によって参加人数を減らしてもよい場合があります。

取り組みたい内容（道路や公園の清掃、植栽美化など）と活動範囲、活動頻度など、詳しくは、役場窓口でご相談ください。

3. 長く続けられるか不安です

本村のアダプトプログラム制度では、1年以上の活動を基本として、また、継続的に安定した活動が維持できるよう4人以上の団体を要件としています。

まずは、活動内容（取組メニュー、区域、頻度など）を無理のない範囲から始めてみてはいかがでしょうか。

4. 活動に対する報酬はありますか？

この制度は住民の自主的な取組として、活動に対する報酬はありません。なお、村では災害補償保険の加入と清掃用具、材料など、予算の範囲内で支援します。

5. 他の団体と重複する区域を希望したいのですが？

原則として、先に登録いただいた団体を優先します。なお、相互の話し合いにより作業の分担など調整が可能となれば、共有することも考えられます。お互いに相手を尊重し合い、協力関係が築けたら良いと思います。

6. 活動に対する制限はありますか？

基本的に活動団体の自主性を尊重しますが、例えば、植栽の樹種によっては枝葉の繁茂による通行の阻害や倒木による危険性、害虫の発生など近隣住民及び施設利用者に不快を与えることが想定される場合など、制限することがあります。

7. 村外の住民でも参加できますか？

職場やサークル活動のメンバーなど、村外からの参加も歓迎します。なお、地域住民との良好な関係を築くことが望まれ、トラブル回避のためにはメンバーに村民が含まれることが好ましいと考えます。

8. 子ども会でも参加できますか？

子ども会でも参加可能ですが、安全管理など世話役が必要です。保護者など大人が監督・指導してください。
また、団体代表者は大人の方で登録してください。

9. 収集したごみの処理について

一般家庭ごみと同様に分別を行い、少量の場合は各地域の家庭ごみの回収日に出してください。
大量にある場合や自転車等の大型のごみについては、前もって役場にご相談ください。

10. 参加者名簿の個人情報の保護について

個人情報の保護に関する法律等に基づき管理します。
なお、災害補償保険の加入のために使用することが前提となります。

11. 安全管理について

沿道での作業にともなう交通事故や傾斜地での転倒事故（特に未成年者の参加時）など、危険性を伴う場所での作業は控えてください。

熱中症対策として、十分な水分補給と休憩をとってください。また、体調が悪い場合など無理な活動は避けてください。

その他、取り組みの内容に応じて適切な安全対策を講じてください。

12. 災害補償保険の加入

村で災害補償保険に加入します。詳細は、制度の資料をご確認ください。なお、名簿に登録がない、活動内容が異なる、入通院を伴わないケガなど、適用できない場合があります。

13. 役場が提供する資機材

村では、活動支援として次の資機材を提供します。すぐに用意できないものもありますので、活動開始前に余裕をもって調整願います。

①支給するもの

- ・アダプトサイン（ビブス、看板）
- ・清掃用具（ゴミ袋、ゴミ拾いトンガ、軍手など）
- ・花の苗
- ・その他（落書き消去用塗料など）

②貸与するもの

- ・草刈り機

※他団体との共有となるため日程調整が必要です。

- ・伐採器具（草刈り鎌、のこぎりなど）

③その他

活動内容に応じて必要が認められるもので、予算の範囲内で用意できる場合には提供可能です。事前にご相談ください。

14. 活動団体相互の意見交換

各団体の活動の工夫や団体運営のコツなど、情報交換することで一層の充実が期待できます。

里親同士のコミュニティーが構築できると良いと思います。

15. 活動報告と広報

各団体の取組状況について、村のホームページや広報誌で紹介していく予定です。年間の活動報告と合わせて、取り組みの成果や各団体の特色など記事提供にご協力をお願いします。

また、各団体独自でのSNSなどの発信は自由ですが、個人情報保護に留意することや、営利目的や政治的・宗教的活動との分離、誹謗中傷など他者を不快にするような内容とならないよう、掲載内容には十分に注意してください。

登録から活動までの流れ

1. 「北中城村アダプトプログラム活動届出書」に「北中城村アダプトプログラム参加者名簿」、その他必要書類を添付して建設課へ提出します。
2. 村にて活動内容等を審査後、合意できると判断された場合は合意締結の連絡がきます。
3. 建設課窓口にて「北中城村アダプトプログラムに係る合意書」をご確認いただき、署名・押印をしてもらいます。※里親としての活動を認定されます
4. 活動を開始する年度の4月1日（年度途中の場合は活動開始前）までに、「年間活動予定表」を作成し建設課へ提出します。 ※必要があれば、併せて「美化活動支給・貸与申請書」も提出しましょう。
5. 届け出た活動開始日から活動できます。団体情報や活動内容など変更があれば適宜「活動変更届」を提出してください。
6. 年間の活動が終わりましたら「実績報告書」を作成し、作業内容が分かる写真などを添付して提出してください。（最終期限は、活動した年度の翌年度5月31日まで）
7. 「4. 」の流れから再スタートしてください。

こんなときは・・・

- メールでやりとりしたい。
 - ☞ 「年間活動予定表」、「実績報告書」のみメールによる提出を認めています。その他質問等のメールを送付されましても返信できませんのでご了承ください。メールアドレスについては、里親となったあと窓口にてご確認ください。
- 活動を辞めたい、休止したい、休止していた活動を再開したい。
 - ☞ 「活動休止・再開・廃止届」を提出してください。休止・廃止の場合は、支給・貸与されていた用具を返還してください。
- 活動中にケガをして入院することになった。
 - ☞ 「事故報告書」を提出してください。村で補償できる場合があります。ただし、名簿登録されていない方や入通院の理由などにより補償されない場合があります。

登録までのおおまかな流れ

① ボランティア活動の計画



どのメンバーで、どこを、
どんな活動で、どのくら
いの期間で活動するの
かを決めましょう。

② 活動の届け出

計画した内容を届出書に
記載し、役場へ提出しま
しょう。



③ 合意書を締結

役場と書面で合意を締結
して団体登録となります。



登録完了！

活動報告までのおおまかな流れ

計画

① 予定表の提出

○月の第△週に草刈り、
など年間の計画を記入し
役場へ提出します。
※3月31日までに提出しま
しょう



② 活動開始



③ 報告書の提出

実際に活動した日にちや
内容などを提出してくだ
さい。
※活動した年度の次の年
度の5月31日までに提出し
ましょう



「① 予定表の提出」へ

ボランティア 募集中!



北中城村アダプトプログラム

道路、公園など公共施設での活動を支援します!



清掃、草刈り、花植え、落書き除去、異常箇所報告etc...

活動の登録をした方には...

- ・ごみ袋や軍手などを支給します!
- ・ごみ拾いトングなどを貸し出します!
- ・ボランティア保険に登録します!
- ・サインボードを設置できます!



【問い合わせ】

北中城村役場 建設課 アダプトプログラム担当 TEL098-935-2268(直通)

※詳細については北中城村ホームページでもご覧いただけます。